

事業の実施方法	事業者指定
対象者	<p>◆認知症や精神疾患があり社会参加が難しい者</p> <p>※主治医の診断書等必要（詳しくは判断基準を参照）</p> <p>◆日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な者</p> <p>※入浴介助が必要なケースについては判断基準を参照</p>
サービス内容	<p>◆通所介護と同様のサービス</p> <p>①基本事業（生活指導、日常生活訓練、健康チェック）</p> <p>②創作的活動事業 ③入浴サービス ④送迎サービス</p> <p>⑤食事支援（任意、自己負担）</p> <p>◆回数 要支援1：週1回程度 要支援2：週1回から2回程度 事業対象者：週1回から2回程度</p> <p>※事業対象者の週2回程度の利用は判断基準を参照</p> <p>※利用者の状態に応じた必要な利用回数とする。</p> <p>◆時間：3時間以上</p>
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	<p>◆管理者 常勤・専従1以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能</p> <p>◆生活相談員 専従1以上</p> <p>◆看護職員 専従1以上</p> <p>◆介護職員 利用者15人まで専従1以上、15人超の部分専従0.2以上</p> <p>◆機能訓練指導員 1以上</p> <p>※生活相談員・介護職員の1以上は常勤</p>
設備基準	<p>◆食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</p> <p>◆相談室（相談の内容が漏えいしないよう配慮）</p> <p>◆静養室・事務室 ◆消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>◆必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	<p>◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意</p> <p>◆提供拒否の禁止 ◆従事者の清潔保持・健康状態の管理</p> <p>◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応</p> <p>◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>
単価	<p>◆週1回程度 事業対象者・要支援1 1,798単位/月</p> <p>◆週2回程度 事業対象者・要支援2 3,621単位/月</p> <p>※要支援2は週1回程度の利用でも週2回程度の単価とする。</p> <p>※加算・減算あり</p>
利用者負担額	1割～3割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 （要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額）
事業者への支払	国保連経由で審査・支払